

秋田市空き家バンク制度実施要綱

〔平成27年 3 月 9 日〕
市 長 決 裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、秋田市における空き家等の情報提供を行い、空き家等の有効活用を通じて、老朽化に係る危険を回避し、防犯や公衆衛生等の環境を改善するとともに、定住促進による地域の活性化を図るための秋田市空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住又はその他の使用（以下この条において「居住等」という。）を目的として所有し、現に居住等していない（近く居住等しなくなる予定のものを含む。）市内に存する建築物およびその敷地であって、所有者等が宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下「宅建業者」という。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあっては、管理契約を含む。）を締結しているものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者をいう。

（物件登録申込等）

第 3 条 空き家等の登録を受けようとする所有者等（以下「物件登録希望者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
 - (2) 宅建業者との登録希望物件に係る媒介契約書の写し（賃貸物件にあつては、登録希望物件に係る管理契約書の写しを含む。）
 - (3) 登録希望物件に係る登記簿謄本の写し
 - (4) 登録希望物件の図面等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 所有者等が次に掲げる者である場合は、前項の申込書を提出することができない。
- (1) 暴力団（秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（秋田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（物件登録）
- 第4条 市長は、前条第1項の申込書の提出があつたときは、その内容等を審査し、適切であると認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該物件登録希望者および宅建業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により物件台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）のうち必要な事項を市のホームページ等に掲載し、利用希望者の閲覧に供するものとする。ただし、物件登録希望者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家等であつて、物件台帳に登録することが適当であると認めるものの所有者等に対し、物件台帳への登録を勧奨することができる。
（物件登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録事項に変更があったときは、物件登録事項の変更内容を、市長に届出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、物件登録事項を変更するものとする。

（物件登録事項の取消し）

第6条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を物件台帳および市のホームページ等から削除するとともに、空き家バンク取消通知書（様式第5号）により当該物件登録者および宅建業者に通知するものとする。ただし、第2号の事由によるものについては、再登録を妨げない。

（1）当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）第4条第1項の規定による登録から2年を経過したとき。

（3）空き家バンク取消願書（様式第4号）の届出があったとき。

（4）物件登録者が第3条第2項各号に掲げる者となったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、物件台帳に登録することが不適当であると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の登録から2年を経過する前に、当該物件登録者又は宅建業者から、再登録する旨の申出が市長にあった場合は、市長は前項の通知を省略し、再登録することができる。

3 第3条および第4条の規定は、前項の場合において準用する。

（利用希望者の資格）

第7条 利用希望者は、次の要件のいずれにも該当する者でなければならない。

（1）第3条第2項各号に掲げる者でないこと。

（2）空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがないこと。

（3）空き家等に居住又はその他の使用をしようとする者であること。

（4）前各号に掲げるもののほか、空き家等を利用させることが不適当であると認める者でないこと。

(登録情報の提供等)

第8条 利用希望者は、市のホームページ等により、空き家バンクに登録された情報の提供を受けることができる。

(登録物件の現地見学)

第9条 登録物件の現地見学を希望する利用希望者は、市長又は当該登録物件の宅建業者に申込するものとする。

2 市長に前項の申込があったときは、市長は当該登録物件の宅建業者に対し、その旨を連絡するものとする。

3 第1項の申込又は前項の連絡を受けた当該登録物件の宅建業者は、関係者との日程調整を行い、登録物件の現地見学を実施するものとする。

(交渉の申込み等)

第10条 登録物件の売買、賃貸等の交渉を希望する利用希望者は、市長又は当該登録物件の宅建業者に申込するものとする。

2 市長に前項の申込があったときは、市長は当該登録物件の宅建業者に対し、その旨を連絡するものとする。

3 第1項の申込又は前項の連絡を受けた当該登録物件の宅建業者は、登録物件の売買、賃貸等について利用希望者と交渉を行い、その結果について遅滞なく市長に報告しなければならない。

4 市長は、登録物件の売買、賃貸等に関する交渉および契約の締結については、直接関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 物件登録者および利用希望者は、物件台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 無断で個人情報を複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄

し、又は消去すること。

(5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。